

議案第 1 4 号

債権の放棄について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、次のとおり本町が有する債権を放棄することについて、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 3 月 5 日提出

山都町長 梅 田 穰

5 放棄の理由

山都町営住宅条例に基づく家賃及びこれに係る延滞金について、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 1 6 9 条の規定による時効期間 5 年が満了し、今後の徴収が見込めないため、権利を放棄しようとするもの。

（提案理由）

本町が有する債権（支払請求権）を放棄するためには、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。